

# 低所得の妊婦に対する 『初回産科受診料助成』について



深川市では、低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげることを目的として、低所得の妊婦を対象に初回産科受診料を助成いたします。

## 対象者

妊娠判定に係る初回の産科受診時及び申請時に深川市に住民票を有し、以下に該当する方が助成の対象となります。

- ① 妊娠の兆候（月経がこない、つわりがある、基礎体温が高温、市販の妊娠検査薬で陽性反応が出た等）が認められる方。
- ② 医療機関やその他関係機関等と深川市が必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意できる方。
- ③ 妊娠期から育児期に必要な支援を受けることに同意できる方。
- ④ 住民非課税世帯または生活保護受給世帯の方。
- ⑤ 所得状況の確認のため、世帯の課税状況を確認することに同意できる方。



## ○助成対象費用

妊娠判定に要する診察・問診・検査費用（医師が必要と判断したもの）の自己負担額を助成します。

1回の妊娠判定につき上限1万円とし、自己負担額と上限額を比較して低い金額を助成します。（※1回の妊娠につき1回のみ申請となります）

## ○申請方法

方法① 産科受診する前に申請をする場合（深川市立病院を受診する場合も同様）

→『低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援授業給付申請書』を市に提出してください。（対象となる方に「利用承認通知書」をお渡しします）

方法② 申請をする前に受診済みの場合（償還払いが適応の場合）

〈手続きに必要なもの〉

1. 深川市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業給付請求書
2. 初回産科受診の医療機関が発行した領収証、診療明細書の写し（氏名、診療年月日、医療機関名等の記載がされているもの）
3. 振込先口座情報の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードなど）の写し
4. その他市長が必要と認める書類

※何かわからないことがあれば、申請の有無にかかわらず、妊娠・出産・育児に関する困りごとなど、お気軽に[健康推進係](#)までご相談ください。



## お産の費用を助成します



(R5. 4. 1)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産が受けられない妊産婦を対象に、安心して出産ができるよう、児童福祉法に基づき助産施設を設置しています。

### ❖対象者

次のいずれかに該当する方（※出産予定日により確認する年度が替わりますので、ご注意ください。）

1. 生活保護世帯
2. 当該年度分の市民税非課税世帯
3. 前年分の所得税が課税されていない世帯で、当該年度分の市民税均等割のみの世帯
4. 前年分の所得税が課税されていない世帯で、当該年度分の市民税の所得割がある世帯
5. 前年分の所得税が 8,400 円以下の世帯で、市長が特に必要と認める世帯

※注意事項：ただし、3～5 については、社会保険（国民健康保険を含む）から給付を受けることが出来る人（出産育児一時金などが 488,000 円以上）は利用出来ません。

### ❖申 請

入所を希望される方は、出産予定日の3カ月前までに申請してください。

### ❖必要な書類等

- \* 母子健康手帳（出産予定日が確認できるもの） \* 健康保険証（妊産婦本人のもの）
  - \* 印鑑 \* マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（世帯全員分）
- ※ 帝王切開にて出産予定の方は、手術日等が確認できる書類が必要になります。
- ※ 以前市外にお住まいだった方は、妊産婦本人及び扶養義務者の前年分所得税及び前年度分市民税の課税状況等を確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の控え、市民税納付領収書又は課税証明書等）が、必要になる場合があります。（出産予定日により確認する年度が替わりますので、ご注意ください。）

### ❖入所日数

- \* 費用を助成する日数は、分娩の日から原則として7日間です。

### ❖自己負担

- \* 生活保護世帯を除き、妊産婦本人及び扶養義務者の収入に応じて、出産前と出産時に一部、自己負担となる費用があります。

### ❖市内の助産施設

- \* 深川市立病院 深川市6条6番1号  
※現在、休止中のため 市外の助産施設「旭川厚生病院」を紹介させていただいております。

### ❖問い合わせ

ご不明な点は、**市役所健康・子ども課子育て支援係（☎26-2237）**へお問い合わせください。

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

現在、保険料免除制度を利用されている方も手続きしてください！

# 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者<sup>※</sup>が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

※ 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人



## 免除制度の内容

### 国民年金の保険料免除の仕組み

	保険料負担	年金受給額
国民年金納付者 <sup>※</sup> ※ 現在まで全額納付の方	納付	国庫負担分 保険料分
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除	国庫負担分 なし
産前産後期間の免除制度	免除	国庫負担分 保険料分

■ 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

国民年金の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全額納付時と比べ2分の1となります。

この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げるにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

■ 産前産後期間は付加保険料が納付できます。

■ 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。

## 届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。(裏面参照)
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。郵送でも手続きできます。

## 保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。  
\* 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

### ■ 免除対象期間 [色の付いた部分が免除期間]

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			■ 出産予定日 <sup>※</sup>			
多胎の方	■	■	■ 出産予定日 <sup>※</sup>	■	■	

※届出が出産後の場合「出産日」

